

令和7年度第2回旭川市契約審査委員会の議事概要

日 時 令和8年1月23日（金） 15時00分～16時30分
場 所 旭川市第二庁舎5階 入札室
出席者 委員 浅田委員長
大石委員
小関委員
加藤委員
土木部 公園みどり課公園建設係長
水道局 経営企画課長
経営企画課長補佐
経営企画課職員
下水道施設課下水道建設係長
浄水課施設整備係主査
浄水課石狩川浄水場主査
下水処理センター施設建設係長
市立旭川病院 経営管理課管理係長
経営管理課管理係職員
事務局 総務監
契約課長
契約課主幹
契約課主査
契約課職員

1 開 会

委員長から挨拶。

事務局から本日の出席委員は4名で定足数に達していることから会議は成立していることを報告。

2 審議・報告事項

(1) 令和7年度（上半期）の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について（市長部局）

（委員長） 令和7年度上期の運用状況等の報告をお願いします。

（事務局） （契約課から、資料1から資料4まで及び資料6について報告。）

（委員長） ただいま、旭川市から報告を受けたところでありますが、何か意見

等はありますか。

(質問等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

(2) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(市長部局)

(委員長) 抽出委員から抽出理由についての報告をお願いします。

(委員) 資料4で説明のあった低入札価格調査を実施した案件と、花咲スポーツ公園の関連工事を抽出しました。花咲スポーツ公園については再整備やアリーナの建設について話題になっていることから抽出案件としました。

(委員長) それでは、旭川市から抽出事案についての説明をお願いします。

(事務局) (契約課から抽出事案について説明)

(委員長) ただいま事務局から説明いただきましたが、何か質問等ありますか。

(委員) 花咲スポーツ公園硬式野球場整備工事について、(株)大芝が無効となっていますが、これはなぜですか。

(事務局) これは入札金額と工事費内訳書の記載金額に相違があったため無効としたものです。

(委員) 花咲スポーツ公園テニスコート夜間照明他実施設計委託について、1件しか応札がありませんが、これは条件が厳しかったのが理由ですか。

(事務局) 参加条件の実績がある事業者が旭川市内になく、北海道内事業者に範囲を広げたのですが、それでも実績がある者が数者しかなく、実際に応札した業者が1者のみだったという結果です。

(委員) 低入札価格調査案件についてですが、入札の有効性についてどのように最終判断しているのか、判断プロセスを教えてください。具体的に、誰がどのような手順で聞き取りや最終決定を行っているのですか。

(事務局) 契約課長と工事検査課長、設計担当課長が業者と面談を行い、その場で聞き取り調査を実施し、その結果を入札執行者である総務監と建築部長、土木部長に提示して、落札者に問題がないことを報告し、決裁を得る流れであり、その決裁をもって落札者と決定しました。

(委員) 最終決定は合議によるものなのか、総務監の単独決定なのか教えてください。

(事務局) 最終的な決定は入札執行者である総務監の決定になります。

(委員) この入札の金額なんですけど、9者が同額で、ほかに3者も同額となっていますが、100円単位でも一致するものなのですか。

(事務局) 以前の会議でもお話ししましたが、事業者が持つ積算ソフトの精度が上がっているため、公表されている設計書の内容を入力していくと、ある程度正確に基準価格が導き出せるようになっていると聞いています。今回いくつかの金額に分かれているのは、設計書をシステムに落とし込む

際に、一部疑義がある部分を手直ししている場合があり、その手直しの仕方によって金額が分かれているということのようです。

(委員 長) 資料の5-4ページでは、ダウンロード資料が見れるようになっていますが、この資料に調査の内容が記載されているのですか。

(事務局) ダウンロードできる資料は、調査の内容ではなく総合評価の評価点等がわかる資料になります。(ダウンロード資料を追加配付)

この資料の下部の表で、各業者の入札額や評価点、評価点の順位がわかるようになっています。

(委員 長) これほど金額がまとまっているなら、ちょっと100円くらい下げて入札しよう、といった動きにはならないものなのですか。

(事務局) 総合評価の場合は評価点で順位を決めるのですが、調査基準価格を下回る金額で入札したとしても、点数としては調査基準価格として扱われ、点数に影響がないことから、下回る金額で入札するメリットがないことになっています。今回については調査基準価格を下回って入札した業者は、調査基準価格がその価格であろうという積算で入札してきたものと考えられます。

(委員 長) わかりました。それではそのほかに質問等がありますか。
(質問等なし。)

(委員 長) では本事案については了承したということにいたします。

(3) 令和7年度(上半期)の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について(水道局)

(委員 長) 続いて水道局、報告をお願いします。

(水道局) (水道局から、資料1から資料3まで及び資料5について報告)

(委員 長) ただいまの水道局からの報告について、何か質問等がありますか。
(質問等なし。)

それでは、続いて抽出事案の審議に入っていきます。

(4) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(水道局)

(委員 長) 抽出委員から抽出理由等の説明をお願いします。

(委員) 今回水道局は落札率が99%を超えている案件について抽出しました。

(委員 長) それでは、水道局から抽出事案についての説明をお願いします。

(水道局) (水道局から抽出事案について説明)

(委員 長) ただいまの水道局の説明について、何か質問等がありますか。

(委員) どの案件も辞退や1、2者のみの応札等でほとんど競争が発生していないように思いますが、これは発注の段階ではわからないものなのでしょうか。少なくとも1者以上は応札があることを想定して発注していると思うのですが。

(水道局) はい。結果的に1者しか応札者がなかったということですが、昨今の傾向として担い手不足が大きな課題として出てきているところです。事業者としては応札の予定があったとしても、現状では複数の工事を回せないなど、時期的なものも理由となっているようです。

行政側としても、フレックス工期や早期発注等、工夫はしているのですが、それでもなお厳しいという状況です。

(委員) 応札がないということもあるのですか。

(水道局) あります。

(委員) その場合はその後どうなるのですか。

(水道局) 入札自体が行われず、その後入札条件や設計金額等を変更して改めて発注する形になります。

(委員) 昨年と比べて、応札無しや1者の応札は増えてきているということはありませんか。

(水道局) 昨年からは大きく増えているということはないですが、そういった案件は一定数は引き続きある状況です。

(委員) これは入札率が高い問題というよりは、そういった方の問題ということですね。

(委員長) ほかに質問等はないでしょうか。

(質問等なし。)

それでは、水道局の案件について了承したということにいたします。

(5) 令和7年度（上半期）の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について（市立旭川病院）

(委員長) 続いて市立病院から報告をお願いします。

(市立病院) （市立病院から、資料1から資料3まで及び資料5について報告）

(委員長) ただいまの市立病院からの報告について、何か質問等がありますか。

(質問等なし。)

それでは、続いて抽出事案の審議に入っていきます。

(6) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（市立旭川病院）

(委員長) 抽出委員から抽出理由等の説明をお願いします。

(委員) 抽出事案は資料4-1のとおりですが、これは指名競争入札で比較的契約金額が高いものと、随意契約で落札率が高いものを選びました。

(委員長) それでは、市立病院から説明をお願いします。

(市立病院) （市立病院から抽出事案について説明）

(委員長) ただいまの市立病院の説明について、何か質問等がありますか。

(委員) 最低制限価格、調査基準価格について、市立病院は他部局よりも低く設定しているのでしょうか。落札率が87%という案件がありますが、これ

は市長部局や水道局だと最低制限価格に引かかるのかと思うのですが。
(市立病院) 低入札価格調査要領に基づき、市立病院は予定価格の75%を最低制限価格として設定しています。

(委員) 市立病院としては、予算縮減のために予定価格をもう少し低めにしようとか、そのような動きはないのですか。

(市立病院) 予定価格についてはこちらでも積算して作っているのですが、それをあまり下げると、応札者がいないということになりかねないので、必要な積算をして応札してもらう形をとっています。

(委員) では予算組みの段階で契約金額を下げようといった動きもありませんか。

(市立病院) 予算要求の段階である程度積算をして要求しているので、そのような動きはしていません。

(委員) ということは予算に計上された時点で予定価格はある程度決まってしまうということですね。

(市立病院) はい。

(委員長) ほかに質問等がありますか。

(質問等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

(7) 労働者賃金等実態調査について

(委員長) 労働者賃金等実態調査について事務局から報告をお願いします。

(事務局) (資料をもとに賃金実態調査の結果を報告し、次回の調査は3年後の令和10年に実施することを考えている旨報告)

(委員) 予定価格や最低制限価格は単価を積算して作っているとのことですが、今回の調査が3年ぶりということで、賃金単価について令和元年から令和4年まで毎年調査していた時はそれほど動きがなかったものが、今回3年で21%も上昇しました。ここからまた3年後となると、賃金上昇の実態に対して、2年前の単価を使うことで積算金額が安くなることになりませんか。

(事務局) 設計を行うときの労務単価等については、毎年国土交通省が公表する単価を用いていますので、この調査が行われなかったために発注する工事価格が低価格になってしまうという恐れはありません。

この調査については、いわゆる公契約条例が施行されたことを受けて始まったもので、旭川市が発注した工事で働いている方に、適正に賃金が支払われているかどうか、というところが主眼と考えております。

その視点で、資料4ページの設計労務単価との割合というところが、ほぼ横ばいではありますが、約71%から今回の72.9%に上昇していることから、市が発注する工事によって労働者へ渡るお金が少し増えていることが伺えます。

また、3年ぶりの調査ということで賃金単価が前环比で21%上昇しているということで、平均すれば年7%程度上昇しており、昨今の経済状況に合わせて、もしかしたら足りないのかもしれないですが上昇しているということも読み取れます。

そういったことから、この調査は毎年やらなければ意味をなさない、ということはないと考えています。

(委員) よくわかりました。この資料の意味というのは説明を受けてよく理解できたのですが、調査結果について、例えば国が公表している単価と対比してどういう状況にあるとか、そういった分析というのはしていないのでしょうか。

(事務局) 今回の調査結果の中では、そういった視点での分析はしていないというのが現状です。資料としては12ページになりますが、72.9%の内訳といいますか、令和7年度はこの設計労務単価を使用しており、平均賃金にすればいくらか、その金額と比較した割合をのせております。

ただ、過去の設計労務単価と比較して現在の単価がどれほど上昇しており、対して平均賃金が何%上昇しているかといった分析はしておりません。

(委員) 個人的な意見としては、12ページのこの比率というのは重要で、もう一段、そういった視点で調査されるのが良いかと思いました。

(事務局) 次回調査の参考とさせていただきます。

(委員長) 12ページの職種にある世話役というのはどういった仕事なのですか。

(事務局) 現場での統率をとる者と考えていただければよいと思います。国の方の定義では、例えば橋梁世話役であれば、橋梁関係の作業について相当程度の技術を有し、専ら指導的な業務を行うものとしております。

(委員) 同じく12ページを見ると、例えば鉄筋工の割合が42.51%だったり、サッシ工も38.55%とかなり乖離がある部分があり、ほかもばらつきがあるものも見られる。こういったことを見るのがこの調査の目的の一つだと思われそうですが、これに対する評価や対策、民間のことなので限度があるとは思いますが、そういったことはされないのかと思います。

(事務局) 鉄筋工などが割合が低いところを見ると、設計時の積算で資材費等に人件費が含まれているものもあり、実際に使っている資材の価格の高騰などで乖離する部分が出ることもあるので、設計金額中の人件費だけではなく、その設計全体を精査すればこれほどの乖離は出ないのではないかと思います。

(委員) 労務費に関しての問題は全国的というか、全世界的なものだとは思いますが、先ほども担い手が不足しているということあるようなので、想定する細目とのギャップがどこで生じているのか、ギャップが生じないように考えることは有益なのではないかと思います。

(委員長) 今回もなかなか良い調査だったので、また3年後にも期待したいと思います。それではこの報告については、これでよろしいでしょうか。

3 その他

- ・ 次回の抽出委員の確認について
次回の抽出事案の審議案件に係る抽出委員を委任した。
- ・ 次回委員会の日程について
令和8年7月24日(金)午後3時から実施することとした。

4 閉会

以上